中国法は公平か ―古典学者章炳麟の中国法批判―

小林

武

はじめに

こんにちは。私は京都産業大学名誉教授の小林武です。今日は、「中国法は公平か―古典学者章炳麟の中国法批判―」

というテーマでお話しさせていただきます。

謙太郎先生、 始める前に、こういう話す機会を与えてくださった愛知大学人文社会学研究所所長宇佐美一博先生、そして、 研究所の先生方にお礼を申し上げます。ありがとうございました。では、始めます。 上田

にして考えてみようというわけです。 中国法の近代化には、 めに始まります。 なっているのではないかと考えたからです。中国において、法律の近代化は、今から一○○年ほど前、二○世紀の初 今日、このテーマを選びましたのは、 一九世紀に中国は西洋に出会いますが、中国の法の考え方は西洋と大きく異なっています。 日本が大きく関わっているのです。この多文化の出会いを、古典学者章炳麟の中国法批判を例 公開講座のテーマである「東アジアにおける異文化理解と受容の諸相 上にか

九一一年に起こりました辛亥革命の思想的リーダーです。その彼が「中国法は公平ではない」と批判をしました。 しかし、章炳麟といいましても、ご存じない方が多いだろうと思いますので、ご紹介します。 章炳麟は古典学者で、

彼はこの点について検討したわけですが、これが今日お話しするテーマです。 ありません。生命の重視とか、官僚と民衆との平等といった近代的な考え方に似たものが中国法にありはしないか。 もちろん、彼は西洋の法律がそのままでいいと言ったわけではありませんし、また中国法を全ていいと言ったのでも

すなわち、中国と法の問題や中国の法治について考える契機になるのではないかとも考えた次第です。 この章炳麟の例は、「異文化の理解と受容」という点で公開講座のテーマにかなっていますし、昨今の香港の 問

三つ目は「章炳麟の中国法批判」。章炳麟はいかに中国法を批判したのか。この三点についてお話をしたいと思います。 です。二つは「清末という時代」。清朝末期は、富国強兵が国家目標になった時代で、現代中国の原点です。そして、 そこで、「中国法は公平か」というテーマを、三つの部分に分けてお話をいたします。一つは「章炳麟はどんな人か」

一 章炳麟はどんな人か

章炳麟はどんな人か

ます。中国では、 まず一つ目の「章炳麟はどんな人か」です。章炳麟といいましても、初めてこの名前を聞かれる方が多いかと思い 章炳麟は有名ですが、日本ではそれほど知られていません。ご紹介します。

て活躍した人です。彼は浙江省余杭の出身で、その近くには紹興酒で有名な紹興の町があります。南方の人なのです 彼は一八六九年に生まれて、一九三六年に死にました。日本でいいますと、明治、大正、昭和の初めぐらいにかけ

章炳麟は古典学者です。研究について言えば、考証学と呼ばれる実証主義的な立場に立って研究をしました。そし

ね。

満洲族の王朝である清朝を打倒しようという革命の思想を唱えました。彼は辛亥革命の思想家です。

民国になってからは、袁世凱を批判して幽閉されたりもしています。ですから、いわゆる学者からイメージされる、 る人なのです。 静かに書斎にこもって本を読むタイプの人とは違って、非常にアクティブであり、その一方で苦しい目にも遭ってい 学者でありながら革命思想を唱えたので、指名手配され、また筆禍事件をおこして牢屋にも入りました。そして、

洋近代について知的刺激を受けています。 彼は日本とも関係があり、 日本に三回ほど来ています。 時期としては明治の終わりくらいで、 日本の書籍から、 西



(図1)



章太炎(前排右二)与個日学生合影。

(図2)

髪を強制しましたが、 ある図10参照)。 これは章炳麟の和服姿の写真です(図1)。頭部をご覧ください。清朝という王朝は、 彼は弁髪をしていません。断髪をして、清朝に抵抗する意志表示をしたのです 満州族の政権で、 (弁髪は後頁に 臣民に弁

留学生が来ていました。 り抵抗感がなく、 という理解があり、 は留学生に中国文化について講義をしたりしているのですが、その留学生たちと一緒に写真を撮ったものがこれです。 この和服 図2は 図2では、前列の人たちは和服を着ていますが、後列は学生服です。共通しているのは、弁髪をしていない点です。 章炳麟 の着用についてですが、 和服の写真が残っているわけです。 (前列右から二人目) と日本留学生が映っています。 着るのにそれほどの抵抗感がなかったものと思われます。 留学生が非常に多いのは、 当時、 一九世紀後半期から二〇世紀初め頃、 日清戦争や日露戦争の勝利が日本に注目させたからです。章炳麟 当時、 章炳麟はナショナリストですが、やは 日本には、八千人から一万人ぐらい 和服は中国の古代の礼服に似ている

章炳麟の著作

そして、『斉物論釈』があります。これは、『荘子』斉物論篇を仏教や西洋近代哲学に借りて解釈した思想的な書物で 属する荘子を実証主義的に研究した本です。それから総論的な『國故論衡』 です。これについては後ほどお話をします。古典研究の分野では、『春秋左伝読叙録』 に対する彼の考え方を述べたものです。また、 図3は、 (小学とよぶ) 章炳麟の著作の一部です。その中に『訄書』という書物がありますが、 の大家でした。さらに諸子学方面には、 『新方言』という書物は、 例えば 『荘子解詁』 伝統的言語学の研究書です。 がありますが、これは後でお話をします。 彼の主著の一つで、 があり、儒教経典の があり、 諸子百家の中 思想的 章炳麟は伝統 『春秋 の道家に

す。このように彼には非常に幅広い業績があります。

著作

『訄書』(一八九九、一九〇四)

『春秋左伝読叙録』(一九〇七)

『新方言』 (一九〇九)

『国故論衡』(一九一〇)

『荘子解詁』(一九〇九)

『斉物論釈』 (一九一〇)

『検論』(一九一四、『訄書』の増訂)

『章氏叢書』(一九一五)など

(図3)



みづらかった」と師を回想した中で述べています。しかし、 ろが、その文体が非常に難しい上に、使っている言葉も難しい。それで、弟子である作家の魯迅は、 危機感を表した書として、彼は清末という時代や学術、 何度も本書を書き換えていて、彼の思想展開を反映しています。「訄」字は難しい漢字ですが、急迫という意味です。 そこで、『訄書』 **図** 4 について、もう少し説明します。 あるいは思想的なことなど、さまざまに書いています。とこ 内容の充実度から、本書はこの二千年間における七~八 本書は彼の思想的な書物の中では大著と呼べるもので、 『訄書』が

部ほどある優れた書物の一つだと絶賛されています。

戦う学者

ね。 章炳麟評価については、 魯迅は東京で章炳麟に学んだ弟子ですが、章炳麟を次のように評価しています。 魯迅のものが有名です。 魯迅は 『阿Q正伝』 Þ 『狂人日記』 の作者として知られています

末編 ついに上海の租界の監獄に監禁されたことのためであった」(「太炎先生に関する二、三のこと」、『且介亭雑文 私が太炎先生ありと知ったのは、 所収、 一九三六年。 松枝茂夫訳『魯迅選集』第一二巻、岩波書店 : 彼が康有為を排撃したことと、 鄒容の 『革命軍』 の序文を書いて、

麟 海の租界の監獄に監禁されたというのは、後に触れますが、 族との融和を説いて清朝の改良を唱えた人です。 ②の学者性よりも戦闘的であったことを評価しています。続いて、こう高く評価しています。 太炎というのは章炳麟の号ですが、 魯迅は章炳麟の革命性を高く評価しています。 章炳麟は、 筆禍事件を起こして牢屋に入ったことです。魯迅は章炳 康有為が融和を説くので批判をしたわけです。 康有為というのは、 満洲族と漢 また、

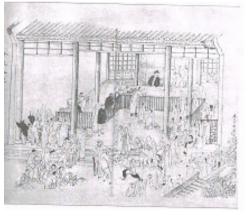
れたことは、 太炎先生は大勲章を根付けにして、 世に並んで第二人はなかった。これこそは先哲の精神であり、 総統府 の門に臨み、 袁世凱が野心を包蔵しているのをくそみそに罵倒さ 後生の模範である」(同上)

すが、それを扇子の根付けにして罵るわけで、反抗精神の持ち主であったことをしめす情景です。 した。ところが、章の影響力の大きさから彼を幽閉しました。章炳麟は辛亥革命の功労者として大勲章をもらうので 袁世凱というのは、中華民国の初代大総統ですが (図5)、彼が再び皇帝になろうとしたので、章炳麟は反対しま

埃をかぶり始めていました。魯迅は、埃をはらい別の顔を洗い出そうとしたわけです。 う、そうではない、と言いたいからです。古典学者にとどまらず、むしろ戦う学者であったことを魯迅は思い起させ ようとしていたのです。 魯迅がわざわざ戦闘性を評価しようとしたのは、当時あった「章炳麟先生は古典学者だ」という評価に対して、 当時、 中国は西洋近代文明の洗礼をうけ、 章炳麟が唱えた国学や古典研究は、 古めかしさの 違



(図5)



(図6)

上海会審公堂―租界の裁判所

章炳麟は上海租 界の監獄に入りましたが、今、 この裁きをした上海租界の裁判所について、 見てみましょう。 中 国

法制の様子が少し分かります。

す。 言います。章炳麟の裁判では、 なので、 旅順・大連や威海衛など各地にありましたが、上海にも英米・フランスなどの租借地があって、そこは治外法権 中国の役人以外に、租借地の領事が同席して裁判をしていました。これが上海租界の裁判所で、会審公堂と 図6は上海租界の裁判所の図です。 英国の領事が立ち会いました。 租界というのは、アヘン戦争以降、 西洋列強によって租借された区域

に入ったとはいえ、 たが、彼は時に差し入れられた仏典を読んで、 章炳麟はここで裁判を受けて、三年間、 思想展開の上からみると、この時期は章炳麟にとって非常に重要であったと言えます。 仏教関係の知識から哲学的な思索を深めていくことになります。 牢屋に閉じ込められました。一日八時間 の裁縫作業を課せられ 牢屋 まし

国学という形で伝統学術を総合

学」と呼んだりもしますが、西洋近代文化を極めて意識しています。 図7は、『国故論衡』という章炳麟の主著の一つです。「国故」といいますのは、中国の伝統的な学術のことです。「国 小学 (伝統的言語学)・文学・諸子学の三分野にわたって総合的に検討したものが本書です。 章炳麟は自分たちの伝統学術を「国故」と称し

と言えます。 洋を意識した上で総合的に研究したところです。つまり、 章炳麟は、 彼は、 個々の古典研究の分野で業績を上げていますが、その特徴を窺えるのが「国故」、 全然西洋のことを知らないで、「中国は素晴らしい」と言ったわけでは全くありません。主とし 中国の学術を西洋に対抗させたいという思い 中 国の が非常に強い 伝統学術 を西



た試みと言えます。 す。ですから、 て日本の書籍を通して、西洋に関する知識を得ています。 て考えたわけです。 れるところも多く、 本書は、 そうした上で、 中国文化の独自性というものを探ろうとしたわけで 近代的な目で中国の伝統学術を捉え直そうとし 中国は西洋とどこが違うの 知的 に触 かについ 発さ

章炳麟の考え方―懐疑精神

それは「こういうものは絶対的なんだ」という考え方をしないことで、「それはおかしいのではないか」と考え続け 章炳麟の考え方の特徴は何かと言いますと、 懐疑する、 疑うということです。 懐疑する眼という表現もできます。

それは、 皆が当たり前だと思って認めている物事の境界線のことだと指摘します。 こで、彼は「公」を皆が当たり前として認めている物事の意味だと答え、「理」とは筋道だから、「公理」というのは ず「公理って何だ」と問いました。そして「公って何だ」と続けます。さらに「理って何だ」と考えてゆきます。 だと言うのです。 助け合いを公理として人に要求するのです。この風潮に対して、章炳麟はどういうふうに答えたかと言いますと、 例をあげましょう。今から一〇〇年ほど前、「社会扶助は公理だ」という考え方が流行していました。 基本的概念を一々問うことにより、公理だから、その通りにしなくてはいけないのかと問いかけるのです。 皆が当たり前だと思う分、 公理というのは、 一々考えませんから、考え方を既成の枠にはめて縛り付けることになる。 皆が当然だと思って認識している範囲ということですから、 つまり、 「公理」は共同認識 章炳麟からすると、 の範囲のこと 社会扶助 だから ま

代についてお話をします。 古典学者ですけれども、 こそ、疑って見ないといけないと議論を展開させてゆくのです。懐疑は、章炳麟の考え方の強い特徴です。 以上、章炳麟の紹介は終わりましたので、章炳麟の中国法批判に入る前に、その背景を知るために、清末という時 彼を哲学的と呼べるのは、こういう懐疑主義という考え方があったからだと考えられます。

一 清末という時代―富国強兵が国家目標になる

消末という時代

を遂げる時期です。法制のみならず、体制そのものが変化を迫られたので、この背景を抜きに章炳麟の中国法批判と いうのは語れないのです。 さて、二つ目は清末という時代についてです。この清朝末期は、 中国が西洋に出会った時代で、 非常に大きく変化

世紀後半から二〇世紀初めあたりを指します。日本であれば、 清朝という王朝は、だいたい日本でいいますと、江戸時代と明治時代に相当する王朝です。清末というのは、 明治時代にだいたい並行しています。 一九

華意識がぶちのめされるのです。植民地になれば、自分で思うような統治ができませんし、文化的にも自信を喪失し 然と考えてきた「天下」という考え方が動揺することです。すなわち、自分は天下の中心にあって一番偉いという中 ることによって、 清末に中国は、 二つの大きな経験をします。一つは、一九世紀に中国が植民地に転落することです。 植民地になるという屈辱的な経験を初めてするわけです。そして、もう一つは、中国が伝統的に当 西洋に敗戦

華意識も動揺し、 わけです。 この 事態から中国が何を学んだかというと、 植民地状態から脱するには、 その反面として国民国家と領土・主権といった考え方に触れて、 主権の問題について考えざるを得ないのです。 国民国家とか主権という西洋的な考え方です。 それを学んでいく時期でもあった 植民地になって中

す。 四つ目は日清戦争。 なります。 西洋の場合は、そうはゆきませんでした。 しかし、 たイギリスとの 失ったものは領土や主権であり、 国が植民地に 支配されても、 一つ目はアヘン戦争。 間 の戦争です。 なったのは、 そして、義和団事件が起こって、 周辺部の異民族はレベルが低くて、 アヘン戦争に敗れたからです。アヘン戦争は、 中国は、 二つ目はアロー号事件で、三つ目はフランスと戦争をした清仏戦争です。 傷ついたものは自らが天下の中心にあるという中華意識です。 歴史的に見て、周辺部の異民族に支配されることは、 植民地になるという意味を、 やはり敗北をして、 中国文化を受け入れるという経験をしてきたのですが 中国は五回の戦争を通して学んでいくことに 植民地状態がますますひどくなっていきま 一八四〇年から四二年あたりに行われ たびたびありました。

とを目標にします。 領土という考え方、 になりました。 (琉球と朝鮮は その結果、 つまり、 中国は、 そして、 琉球 冊封体制とよぶ中国中心の伝統的な国際秩序に関係します)。 及びそれと結びついた国家主権という考え方を学んでゆくわけです。 この目標について、 (沖縄) 国家目標として植民地状態を脱出したい、そのためには富強国家にならなくては……というこ 台湾が問題になりました。 は日本に編入され、 日本との関係を例にお話をしますと、 台湾は日本の植民地になり、 さらに、 朝鮮が問題になりました。 中国は、 そして、 日本とでは、 この現実の中から、 その帰属が問 朝鮮が日 まず琉球 本に .題になったわ 併合され 沖 縄 が 問

や国民国家という考え方を学んだ結果です。 今日、 南シナ海や東シナ海で中国と関係諸国との間で緊張関係が生まれていますが、 今日の動きは、 傷ついた中華意識と崩された国際秩序 この事態は、 (冊封 中 国 体制 が 主 を回 玉

中国の国家目標と近代化―富国強兵をめざして

中国は植民地に転落をして、そこから抜け出すことと、 富強国家になることを目標に掲げました。そのために清末

では、三つの近代化の試みをしました。

をしようとしたのです。洋務運動は日清戦争に敗れて、失敗だということがわかりました。 つ目の近代化の試みは、洋務運動です。アヘン戦争に敗れて二〇年程もしてから、ようやく軍事力中心の近代化

法維新として結実したかに見えましたが、百日ほどで挫折し、実行されたものは多くはありませんでした。 切なのは軍事力ではなく、政治の仕組みや人材育成だということに気が付いたのです。ただ、この変法自強運動は変 そして、二つ目は変法自強運動で、 明治維新にならって制度を大きく変えようとしました。日本と戦って敗 大

になります。それは、 三つ目は新政です。一九〇一年に義和団事件が終わって、ようやく変法自強運動の提案した内容に着手されること 人材育成や法制とか官制の改革などです。

これら三つの近代化の試みに共通するのは、 国家主権を強くしたい、 富強国家になりたいという思いです。

「中国の夢・中華民族の偉大な復興」

え方は、今日でも変わっていません。

二〇一三年、習近平国家主席が全国人民代表大会で演説をした文章に、次のような文言があります。 富国強兵という目標と近代のトラウマについて、少し見てみましょう。 今日と関連していることが分かります。

中華民族の偉大な復興という夢は、 国家の富強、 民族の振興、 人民の幸せを実現することである」

けです。アヘン戦争に敗北してから一五〇年あまりたって、これが唱えられたことになります。 「中華民族の偉大な復興」 が中国の夢というわけですが、 それが二○一三年になって、ようやく高く掲げられたわ

けです。富強国家という目標が一九世紀以来の悲願であったことが分かります。 す。ようやく清末以来の屈辱的な植民地状態が終わり、中国がリーダーになって偉大な復興をしたと宣言しているわ 証です。 から脱出した上に、 この「国家の富強」とか「民族の振興」というのが「中華民族の復興」になるわけですけれど、これは植民 中国が国際戦略として「一帯一路」を掲げてアメリカに対峙し、 世界において中国がリーダーシップをとることを謳い上げたものです。「一帯一路」政策がその 世界のリーダーの一人になるというわけで 7地状態

するかという点には触れられていません。「国家の富強」と並んで「人民の幸せ」という抽象的な言葉が説かれてい ただし、この演説には、「国家の富強」には言及されても、いわゆる民主化、民衆の意見を聞いてそれをどう吸収

立憲化と法制改革

るだけです

新政ですが、その具体的内容は、 近代化の試みの三つ目として、 三つあります。 一九〇一年から始まる新政があります。 章炳麟の中国法批判に関係があるのはこの

まず一つ目は、 人材育成です。 具体的には学校設立と留学生派遣によって人材を育成しようというのです。ここで

学校というのは、西洋式の新しい学校をつくることです。中国は従来、優秀な人材を科挙という仕組みで選んできま そこから人材を選ぼうというのです。 した。新政はそれに代わって、新しく小学堂、中学堂、高等学堂、大学堂という学堂制度を設け、 国民教育をして、

識を西洋から、 た。中国は従来、 の方式とはまったく違うものですから、非常に大きな教育改革になります。 そして、留学生を派遣することです。留学生を日本に派遣しようというのです。これも実は大変な変革でありまし 日本を媒介にして吸収する方向に変えようとしたのです。学堂制度であれ、留学生派遣であれ、 勉強というのは自国の中でやるだけで十分と思ってきました。しかし、それでは駄目で、新しい知 従

起こしたことはいうまでもありません。専制君主制から立憲君主制への改革は、憲法をつくり主権のあり方を大きく す。そして、立憲化は、日本などを参考に富国強兵策として試みられたのですが、これが大きな歴史的な変動を引き 変えることですから、 からです。英米や日本などから領事裁判権を返してもらうために、中国は近代的法制の改革に着手することになりま 近代法制を導入しようというのは、中国の旧刑律は残酷だと批判されて、領事裁判権を中国に返還する条件になった 二つ目は、立憲化と法制改革があげられます。近代的法制を導入し、体制を立憲君主制に改革するというのです。 体制の問題は清朝がもっとも望まない結果(辛亥革命)を生みました。

近代法の導入と日本の専門家の招聘

三つ目は強兵政策ですが、洋務運動以来、これはずっと続けられてきています。

法律を西洋近代の法律に置き換えたら済むというものではなかったからです。中国はこれまで独自の法制を体系的に さて、近代法の導入についてですが、これはなかなか簡単なことではありませんでした。といいますのは、

構築してきたのです。

政官とは別にいて、 ればいけません。これはおおごとです。 んに法律を変えれば済むということはなく、 裁判の仕組みを例に取って見ましょう。 検事がいて、 弁護士がいるという仕組みを取ってきませんでした。ですから、 中国では、 裁判制度も変える必要があります。 従来、 行政官が裁判を行いました。 そのためには法制の意識も変えなけ 西洋のように、 中国にとって、 裁判官が行 た

う区別が存在します その上 中国の法律には、 (国家と個 民事と刑事の違いはありません。 人の権利の範囲がそれぞれ定められているからです)。 ない ので、 この考え方も醸成しないといけないわけです。 今の私たちの法律には、 しかし、 刑法と民法、 中国にはこの区別 法制改革は 刑事と民事とい 大変な

というのですから。憲法を作る際、 主権者は君主 れました です。しかし、 そして、もう一つは、 (皇帝) これは主権のあり方に関わる大変なことであります。 ひとりだったのに、 立憲君主制の採用です。 明治憲法はじめ、 憲法をつくって民意も反映させよう 立憲政体に変えようというの 外国の諸憲法が参考にさ これまで

岡義正 代法の導入が進められてゆきます。 た人たちです。 この時に日本から法律の専門家が招かれたのです。 (民法、 これらの人たちと日本から帰国した留学生が中心になって、 裁判制度)、志田鉀太郎 (商法)、 小河滋次郎 岡田 朝太郎 監 獄制 度 (刑法)、 とい 近 松 つ

海外憲政視察

(図8)

事業であったわけです。

とはいえ、こういう法制改革が始まるのです。

こう見ると、 日本は清末の法制改革や立憲化に大きく関係していると言えます。

海外憲政視察

リス、ドイツ、日本に行ったときの写真です。 図8は、 海外に立憲政治を調べに行ったときのものです。 中国は、二回海外視察に出かけたのですが、これはイギ

洋に勝ったというだけではなく、清朝の眼には立憲君主制の国家が専制君主制の国家を破った、と映じました。 が富強国家になるには、 なぜ立憲君主制にするのかと言えば、その契機は日露戦争です。 立憲君主制がよいと考えたのです。 日本がロシアに勝ったことは、たんにアジアが 中 国 西

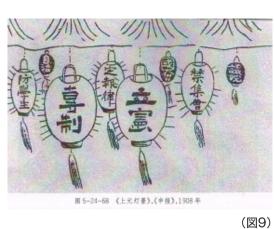
すると、立憲制だと、 国会を設立して、民衆の意見を吸収する必要がありますが、 清朝は、そんなことより、

漫画に見るジャーナリズムの冷笑

までも富強国家の手段として立憲制を考えたのです。

ジャーナルに載りました(一九○八年)。『申報』は一八七二年に上海で創刊された日刊紙で、一八八○年代末には最 大部数を誇っていました。工商業者や市民に大きな影響力をもっていました。 図9は、清朝の立憲化の試みに対して、民間ジャーナリズムが冷やかに見ていた漫画です。これは 『申報』という

もらず暗いまま、後景にあります。清朝が民意に関しては全く無関心であったことが分かります。 生取り締まり規則」 図9を見ますと、「専制」のランタンと「立憲」のランタンが最前列、中景あたりに「集会禁止」 のランタンが下がっています。肝心の「議会」や「国会」、「地方自治」のランタンは明かりがと や 「新聞条例」、「学





立憲化にしても、

立憲のランタンは、

立憲

の文字が裏返しになっています

(図10)

います。

つまり、

そのいい加減さや全然

ね。

しかも「専制」のランタンと並んで

う分かりやすい視覚的な批判をやったわけです。

無理だという漫画です。 て、そこに立憲の接ぎ木をしようとしているのですから。 図10も、同じく 『申報』 からとりました (一九〇八年)。 専制の実質に立憲をちょこっと付けようとするが、どだい これは実にストレートな表現です。 下に専制の台木があっ

らはこれを切って断髪にし、 最初のところで、章炳麟や留学生は弁髪をしていないと言いましたが、弁髪はこの図10に見ることが出来ます。 抵抗の意思を示したのです。

彼

れが実態でしたので、

『申報』

はこうい

分かります。

立憲化の試みとはいえ、こ

聞条例で取り締まったりしていることが

あるはずですが、禁止されていたり、

新

景を見ると、

立憲制下では集会の自由

理解していないことを表しています。

中

三 章炳麟の中国法批判

章炳麟の法に対する関心

炳麟をご紹介したいと思います。 お話をします。総じて中国の知識人の法に対する関心は低く、清末でも関心をもった人はあまりありませんので、 清末に大きな歴史的変動が起こったことについては説明が終わりましたので、 彼の批判から中国法が公平かどうかを窺い知ることができるでしょう。 章炳麟の中国法批判につい

的支配と言っても構いません。この三つの方面で、彼は法について考えていました。 持っています。一つは、法は公平に適用するということです。二つは、法において犯罪動機を重視する考え方やそう しかし、章炳麟からするとそれはもっての外で、彼はトップの権力者にも法を適用せよと主張したのです。 した裁判の仕方についてです。それらに対して極めて批判的でありました。三つ目は、法によって権力を抑制するこ さて、章炳麟は法についてどのように考えていたのでしょうか。彼は若い時期から、だいたい三つの方面で関心を 中国では、君主 (皇帝)は、法の対象になりません。法を作るのは君主ですから、除外されているわけです。 法の普遍

に対して、彼は批判的であったわけです。 を犯しても、 次に、動機を重視するということについてです。なぜその罪を犯したのか。動機ですね。 少し補足をします。まず法律を公平に適用するということですが、中国の法律は、 刑罰が全然違います。 それ は軽いが、 罪と刑が一致しないのです。章炳麟は、それに対して中国法は不公平だと批判をしました。 悪い動機なら罪は重いと見る考え方が中国にはあったので、その考え方やその種 身分関係から、 動機が善ければ、 同じ罪を犯して 同じ罪

中国法は、 家族や社会の上位者を法的に優遇していますから、 それは公平なのかというふうに問題提起

公平とは

公平か」と問題提起したのでしょうか。ここから彼に問題提起させる時代精神が見えてくると思います。 そこで「公平」ということについて、少し考えておきましょう。それはいかなる意味で、 なぜ章炳麟は 中 国法は

私たちは中国の法といいますと、戦国時代の『韓非子』など法家をイメージするのですが、この二千年間は、 みならず、儒教の影響が極めて強かったのです。 さて、「唐律」という唐の時代の法律があります。それは儒教の影響を強く受けたものであり、 中国法の標準です。

不公平とは、この場合、 言うと、儒教の影響の弱い法はまだ公平だ。しかし、果たしてあったのかどうか。これが章炳麟の問いです。公平・ 係が社会の基本であると考えてきました。ですから、法はこの関係の上位者に有利にはたらくので、不公平だ。逆に に影響していると思います。 儒教は君臣関係を重視します。皇帝と臣下の関係です。それから親子関係や夫婦関係を重視します。この三つの関 処罰が平等かどうかであって、権利の平等ではありませんが、平等という近代的な考えが彼

なぜ五朝の法がよいのか

ね いています。 章炳麟は、 章炳麟の言う五朝とは、「魏」「晋」「宋」「斉」「梁」という五つの王朝のことです(別の論文では、 図11は、その一ページ目の写真です。 中国法について、『五朝法律索隠』 (中国同盟会機関誌 彼は五朝の法がよいのだと言うわけです。では、なぜよいかです 『民報』第二三号掲載) という論文で批判的に書 魏に代えて

陳を入れています)。三世紀から六世紀あたりの王朝でして、だいたい南の方の王朝ですね の王朝がよいと言うわけは、 中国の黄河流域のあたりは、北方から下りてきた異民族が支配するようになっていて、 (図12参照)。 中国の南方

章炳麟はそれを認めないからです。

大於國有數名而已經名大股見於開聯州名斯德羅學信爾後是有其律一個要 名使鄉畔名從馬文名姓職歌名之類於萬物為斯提諸莫之原件自題順其所落 雖然於于職則人干刑完益儀式無以致其必作故中國自首以制造直等十日則 粮食士大大雅司法律法律者職一切格合而為其此則六無時職之結果如乙矣 民 學首社報在傳亦作例名法因裝飾数之日二別名所以經過單法之被後五月基 不够固在最大專樣的医不在第名不在終申備奉之義政策等問は監測者報告 代因之以為各無魏司以除鮮作就法其序時日舊律與嘉止經數理三篇的其律 工等原用装飾醬之水路積其單路之不足其如高限之間之政並以為此間之先 五朝法律索歐 報 節武船会院 (2001) (図11)



儒教の影響が弱いのでよいと考えたわけです。漢代の法や唐代の法は非常に厳しいけれども、 章炳麟はこの五つの王朝の法律がよいのは、「寛大だし、公平で民衆に害が少ない」からだと言うのです。つまり、 五朝の法はそれらとは

京書乙数編製輯製育之版不宣映使用之為火經商間項用之不道映上新食液成立放上類之時曾曾藏巧寶之門的證明部間之不使用於相談用之間大類的

違うというのです。

うわけです。官民が平等(ただし、処罰の平等)ということになります。官僚制国家で官民が同等に処罰されるので、 というのは、 五朝の法は法が公平で、同じように罪を犯したら同じように罰を与えるから、 民衆に害が少ないとい

近代的な平等に通じるものがある。これが章炳麟の考え方です。

五朝の法に対する視点

審議していた頃です。政府で刑律草案の審議をしているのを章炳麟は知っていて、 章炳麟の 『五朝法律索隠 が書かれた時期は、 清朝政府が新しい近代的な刑律を作ろうとして、 自分は五朝の法がいいんだと論じ その草案を

たわけです。

この四つのポイントを議論して、五朝の法がそれらの基準にかなっていると論じるのです。 そして「官吏と平民を公平に扱う」こと。官と民を平等にするというわけです。最後に「富人を抑制する」ことです。 その議論には、 四つのポイントがあります。まず「生命を重んじる」こと。次に「寄る辺なき民を憐れむ」こと。

今日、 お話しするのは、 「生命を重んじる」こと及び「官民を公平に扱う」ことの二点についてです。 中国法の性

格が分かると思います。

(図13)

刑

 $^{\text{H}}$

☑13

中国の法

というのは、どういう意味かというと、刑罰ということです。真っ直ぐではないものを取り除く、 まず、 中 国における法の理解についてお話します。 漢字の「法」という字がありますが、 法

水のように公平に罰するという意味に解されています。

儒教「礼は庶人に下らず、

は大夫に上らず」(『礼記』

大夫の世界

庶人の世界

礼上)

礼刑

しい字で書きました。「廌」という構成部分は、 このことは「法」字のもとの字形を見ると分かります。「法」字はもともと「灋」という難 神妙で不可思議な獣 (神羊) を表し、古え、

も行政の一環としてであって、今日の私たちの場合とは違いがあります。 ります。それで法は刑罰そのものであって、秩序を不安定にする悪を罰することになります。裁判は、 国では、 というわけです。 国では、法を刑罰と理解してきたわけですが、それを西洋の理解と比べてみますと、大きな違いがあります。 の時に悪や真っ直ぐでないものに触れて、それをなくすという考え方があって、それがこの字形に反映している 法というのは君主 われわれが使っている「法」字は、この「廌」という構成部分を除いた簡略字なのですね。 (皇帝) の支配の道具です。ですから、その支配秩序を安定させることが大きな目標にな 中国ではい 中

別しないことが特徴になります。 たわけです。 を証拠を集めてやっていくわけです。しかし、中国は証拠を集めるというよりは、 あるわけです。ところが、中国はそういう権利といった考え方をしてこなかったので、刑事と民事、 わけです。正義や法の考え方は、 方、西洋の法というのは、 私たちの法の場合もそうですが、正義の実現ということです。法を守ることが正義 日本の場合は、 権利と裏表の関係にあります。ですから、公法と私法、 裁判は正と不正、 正義か正義でないか。 自白をさせて行うのが基本であっ これを判定するということ 刑事と民事といった区別 刑法と民法を区

う事態でした。しかし、いくら大夫は礼を身に付けるべきだと言われても、現実には罪を犯さないわけではありませ 13 になって、この長く続いてきた基本的な考え方を変えなければいけないことになりました。それが近代法の導入とい ものだと考えられてきました。 規範です。一方、 中国には、 規範として礼と刑という二つの考え方がありました。礼というのは大夫(支配階層) 支配階層は刑罰の対象にならないという考え方が強くあったわけですね。ところが、二〇世紀 刑というのは庶民が対象になります。 儒教経典の『礼記』は、「礼は庶人に下らず、刑は大夫に上らず」と述べています 法の対象になるのは庶民なのです。そして、 がまず習得すべき 刑は礼を助 **図**

法を適用する場合には、 ですから、どうするかというと、法的な優遇措置を講じました。庶民に法を適用するのは当然ですが、大夫に 優遇措置を適用してゆくわけです。今から見れば、非常に不公平ですね

子どもが父親を殺した場合、 君臣関係であれば臣下ですが、そういう者に対して刑罰は厳しいのです。例えば子どもが父親を傷つけたり殴ったり 大きな違いがあるわけです。 です。ところが、父親が子どもを殺しても相変わらず棒たたきの刑一○○で済みます。身分の差によって、こういう します。そうすると斬刑になります。ところが、父親が子どもを殴っても、これは教育の為ということになり、 (棒たたき)です。 国法は、家族関係とか社会関係の下位者、例えば親子関係であれば子や孫ですし、夫婦関係であれば夫人やお妾、 父親の場合は棒たたき一○○回で済むのに、子どもの場合は斬刑です。また、殺人の場合を見ると、 凌遅と呼ばれる非常に厳しい刑罰を科せられています。体がばらばらにされていくわけ 杖刑

じように平等に扱うというところに特徴があります。旧刑律と刑律草案には、こういう違いがあるわけです。 ところが、導入されようとした新しい新刑律草案は、 西洋法を踏まえて家族関係や社会関係の上下に関係なく、 同

中国法は公平か(1)―家族関係の上位者を優遇してよいのか

そこで章炳麟は旧刑律について、不公平ではないのかと問うたわけです。平等に、 公平に扱わないといけないと考

章炳麟は、『南史』と呼ばれる五朝の歴史を書いた書籍の記事を取り上げました そこで具体的に章炳麟が論文のなかで挙げた例を見ましょう。「生命を重んじる」ことがポイントになっています。

えたからです。

軍人の朱興の奥さんである周氏は、自分の子どもである道扶が三歳のとき、病気になったので生き埋めにしました。

それで道扶のおばさんが「こんなむごいことを」と言って、お上に訴え出ました。お上は道扶の母を公開処刑にする

ことにしました。

生き埋めになったとはいえ、子どもとしての立場もあるはずだ。だから、公開処刑はやめて、罪を減らして辺境送り がよいのではないかと論じたのです。『南史』には、そのようにしたと書いてあります。 ところが、この地域を治めていた長官の徐羨之が異議を申し立てました。母親の処刑は、やはり忍びないだろう。

見方は儒教的で、(家族の上位者を特別に見ているので、)おかしいと章炳麟は考えたわけです。 般の殺人罪と同じように扱ったから、公開処刑になったのだ。それを減刑しようとする徐羨之の考え方はおかしい さて、この記事に対して章炳麟は、次のように考えました。当時の法 つまり、儒教の考え方だと、親は子どもを殺しても刑が緩くなるが、子どもが親を殺すと厳しくなる。 (晋律)では、 両親が子どもを殺した場合、

が少ない」と言うわけです。 分による処罰の違いは認めない。これが彼の主張です。つまり、まだ五朝の法のほうが「寛大だし、公平で民衆に害 ですから、章炳麟は、父母でも子孫でも、殺傷害をした場合、 一般人と同じに処罰するのがよいと言うのです。

中国法は公平か(2)―役人を優遇してよいのか

を犯すということがあります。したがって、当然、罰をうけることになりますが、優遇措置が設けてあります。 た教養人とされてきました。しかし、先ほどもちょっと申しましたように、 次は、役人の法的優遇をめぐる問題です。中国は官僚制国家であり、官僚は儒教を修得することで徳性を身につけ 現実には官僚でも、 支配階層の人でも 図 14

はその法的優遇措置の一覧です。

【仅八に刈りる法的愛西宿直】	
議	「八議」や三品以上の役人
請	五品以上の役人
減	七品以上の役人本人。五品以上の 者だと、本人とその家族
贖	官職で罪をあがなう

(図14)

帝 死罪の判決がでた場合、 三の親族、 上図に「八議」というのがあります。これは何かというと、八つのグループ、

あるいは皇后の親族、

皇帝の友達、

あるいは高官といった人たちですが、

彼らに

例えば、

皇

という措置です。

最終的には、

皇帝がどうするかを決めます。

これが

「議」という優遇措置

役人が集まって審議をして、結論が出たら、それを皇帝に上奏する

請 五品以上の役人が対象になるのですが、 死罪という判決が出た場合、 それ

はり皇帝に上奏して、「どうしたらいいですか」と決めてもらうことになります。 は刑罰を減らすということですが、中国法には、 五つの刑罰があります。 その一

以上なら役人本人、 五品以上なら、 本人とその家族もすべて、 軽減の対象になって、 罪を

いものは死罪です。その下が流刑で、遠隔地に流します。

ランク減らすことになります。ですから、 流刑以下だと、こういう優遇措置があります。

けですから、実刑に処せられることはありません。 拘束されたり尋問を受けたりすることはなく、 ですね。要するに、 です。今日でも減給三カ月とか一年とかいろいろやってますけれど、ああいう類のことは、 ろいろあるのですけれども、役人の場合は官職であがないます。自分が今、 そして最後に「贖」です。「贖」とは、 官僚は法的な優遇措置をいろいろ受けていたということです。 罪をあがなうことです。 判決が出ても、こうした優遇措置があるのです。 官職であがなうとは、 お金を出してあがなう以外に、 給料を下げる罰俸とかランクを下げること 仕事をしている官職を辞めてあがなうわ 役人は罪を犯しても庶民のように 中国で始まっていたわけ あがない

役人がそういう特例の措置を受けるということは、 逆に言えば、役人を殺したり傷つけたりしたら、 大変なことに

流刑以下の罪が出た場合は

七品

番

なるわけです。

化の役目も期待したのですね。ですから、役人を殺すことは親を殺すに等しく、非常に重い罪になりました。 した。儒教経典の どういうことかと言えば、 『詩経』にある「民の父母」という言葉がそれです。役人を民衆の父母と見て、行政のみならず教 中国では古い時代から、 役人というものは、あたかも父母のようなものだとされてきま

それはやはり南方の宋という王朝の事例です。 するのがよいというわけです。 害と同じにしては、民衆がやすやすと役人を殺すことになるからというのです。治安維持のために、 ていました。ところが、 役人と民衆の法的な扱いについて、章炳麟は『宋書』の記事をもとに、当時の法運用を推定し問題提起しています。 (魏晋律)では、そんな場合、一般人の殺害と同じように扱い、もしも赦免されたら、遠隔地に流すことにし 尚書右僕射 (右大臣) の劉秀之は、 統属下にあった民衆が、そこを支配している役人を殺しました。 制令を改めて罪を重くなるようにしました。 もっと厳罰化を 般人の殺 当時

人の間での殺人と同じように扱うのがよい、と言うのです。法は公平にということですね。 章炳麟の反論は、こうです。一つは、役人の法的な優遇措置はやめよう。殺人が起こったら、 五朝のように、 一般

杖刑はあまり科さない)。 杖刑になる場合も、 るとおり処罰せよ、 いけないというのです。そして、「贖」(罪を金品であがなう)も認めないと言っています。 それからもう一つ。役人が罪を犯しても、重罪ではなくて、杖刑 と言うのです。というのは、 服を着た上から軽くたたかれるわけです。 役人は実際には杖刑にあまりならない (棒たたきの刑)になった場合、 (唐代以降、 しかし、章炳麟は、 梁という王朝 刑律に書い 賄賂の (五朝の 罪以外、 それは

唐代以降、 役人に賄賂の罪以外、 杖刑はあまり科さないし、科すにしても甘かった。「贖」 まで認めるから、 中国

よいのだと言うのです。

は、実際に役人に杖刑を科して「贖」はさせなかったから、

法は不公平だと考えたのです。ところが、五朝の法は、そうではなかったのでよい、公平だというのです。

四まとめ

清朝は法制改革に着手し、近代法を導入しようとしていました。 をしました。法は公平に、平等に適用するのがよいと考えたからです。彼が「五朝法律索隠」でこのことを書いた頃 章炳麟は、 中国の法が家族関係や社会関係の上位者に有利であり、役人に対して法的な優遇措置があるので、

す。生命の重視や法適用の公平さの視点は、西洋の近代的な見方が彼の法に対する関心を触発したものと言えます。 ただし、近代法をソノママ模倣するのを拒み、 それに対して、 旧律の問題点を批判した上で、法適用の公平さという近代的な芽があるのではないかということです。 章炳麟は中国の法を検討して、生命を重視し官民を平等に扱う法が中国にもあったと論じたわけで 中国法の可能性をさぐろうとしたのが彼の試みです。 中国法の可能性

ですが、彼は、 よって触発されたことは否めません。 のことではありません。 おける文化ナショナリズムの表れと言えるでしょう。 らと比較する中で、 章炳麟は、 中国とは何か、 中国をただただ素晴らしいといった訳ではありません。あくまでも西洋や日本を意識しながら、 中国に近代性の芽をさぐって、中国文化を評価しようとしたわけです。これは二〇世紀の初めに 法を処罰と見る点は中国的な発想という他ありませんが、平等や公平の視点が異文化接触 中国文化とは何かについて考えました。 もっとも、法の平等といっても、 中国の文化的アイデンティティをさぐったわけ 処罰の平等であって、 権利上 それ

文化ナショナリズムというと、何となく他の国のことを知らないで、 というふうに思われがちですが、 章炳麟に話

ます。しかし、彼の意図は非常に明確です。 究がまだ初期の段階ですから、五朝の法が果たして章炳麟の言う通りかどうかについては、検討の余地があると思い を限れば、彼は、 上位者に有利であり、 西洋を勉強した上で、中国法の問題点を洗い出したわけです。問題点とは、家族関係や社会関係 役人が優遇されているといったことです。もっとも、今から一○○年程前 中国法の問題点を洗い出す。そして、中国法のなかにある可能性、 は、 中 国 の法制史研 近代

的なものは何かを探ってみる。それです。

文化接触について考えていたと言えると思います。 てない時期です。 的研究がおこなわれるようになりますが、「五朝法律索隠」が書かれた当時は辛亥革命の前で、まだ研究がそこまで行っ そうした試みを通して中国法の基本的な性格を指摘したのは、 西洋や日本と接触した時期、 章炳麟は中国法を批判的に考察することで、 章炳麟が初めてです。 数十年後に、 中国と西洋、 中国法の社会学 日本という

参考文献

どうもご清聴、

ありがとうございました。

* 『章太炎全集』(三)、上海人民出版社、一九八四年

* 賃 公地睿『伐斤印貨り且ひ』 賃 云を『、 二毎人己呂反壮、 二)一六年*張庸「章太炎先生答問」一九一二年、『太炎最近文録』所収、国学書室、一九一五年

*章念馳著『我所知道的祖父 章太炎』、上海人民出版社、二〇一六年

県友如 絵·著『晚清社会—風俗百図』、学林出版社、一九九六年

韓叢耀等著『中国近代図像新聞史 一八四〇~一九一九』全六巻、 南京大学出版社、二〇一一年

『詩経』小雅、南有嘉魚之什、南山有台。「楽只君子、民之父母、楽只君子、徳音不已」(「楽しき君子は民の父母、楽しき君子は令聞もやま の賢臣を任用するという文脈で解している。 目加田誠訳『詩経・楚辞』、平凡社、中国古典文学大系一五、昭和四四年)。唐代の注釈は、「君子」を有徳の賢臣とし、

*兹賈秀三蒈「中国去の基本的生各」、『中国去則史論集――去典』刊前』 所又、』*清、沈之奇撰『大清律輯註』、法律出版社、二〇〇〇年

*小林武著『中国近代思想研究』、朋友書店、二〇一九年 *滋賀秀三訳注『唐律疏議訳注編 訳注日本律令 五』、東京堂出版、昭和五四年*滋賀秀三著「中国法の基本的性格」、『中国法制史論集―法典と刑罰』所収、創文社、二〇〇三年 訳注日本律令 五』、東京堂出版、昭和五四年

- 109 **-**